

事業名	精神保健指導費		調査番号	35
細事業名	精神保健相談・指導事業費	財務コード	093601	
担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 心の健康 担当 (内線)		3223	

I 事業の概要

実施期間	始期 S58 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)
目的	だれ(何)を対象に 精神障害者及びその家族、関係者 その対象をどのような状態にして 医師、精神保健福祉相談員、保健師等により、相談者が抱える様々な問題に対応した適確な助言を受けられるようになっている。 結果、何に結びつけるのか 適切な医療や福祉サービスの提供による、精神障害者の自立した生活と社会参加の促進
内容	○精神保健相談 精神保健に関する面接・電話相談に精神保健福祉相談員、保健師等が応じるとともに、精神科嘱託医による相談を行う。 ○老人精神保健相談 精神保健福祉相談員、保健師等による認知症老人よろず相談及び精神科医による専門相談を行う。 ○精神保健業務研修 地域精神保健福祉における保健所の役割を充分に果たせるよう各種研修会等に参加する。

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(R1)年度	R2年度
活動指標	目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績(見込)	7	28.0	14.0	14.0	10.0	10.0	
	達成率	7.0	28.0	14.0	14.0	10.0	10.0	
	達成区分	d	d	d	d	d	d	
成果指標	目標	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	実績(見込)	4,525	3,715.0	6,335.0	7,327.0	8,159.0	8,000.0	
	達成率	100.6	82.6	140.8	162.8	181.3	177.8	
	達成区分	b	b	a	a	a	a	
決算(予算) 単位:千円		350	102	216	151	206	1,402	1,418

III 事業の評価(平成30年度の業績評価)

活動指標	d	評価	嘱託医による直接的な相談支援を希望する住民は限定的となっている。
成果指標	a	評価	相談件数は、H26年度実績に比べほぼ倍増しており、保健所における相談支援が丁寧に行われていることが窺える。一方で、高齢化や家族の対応力の低下等に伴い、相談者のニーズが複雑化している中で、対応する職員の専門性や、相談者への助言の適確性の強化が必要となる。

- ・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
- ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(令和2年度に向けた改善等の考え方)

判断	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる	<input type="checkbox"/> 必要性が低い	
	説明	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input checked="" type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input checked="" type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
説明	精神保健福祉法第47条第1項の規定により、県は医師に精神障害者等からの相談に応じさせなければならないこととされている。また、近年、依存症等、新たに相談支援のニーズが増大している精神障害への対応が求められている。			
有効性(成果向上)	判断	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能	<input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
説明	依存症等の新たなニーズや、高齢化、家族の対応力の低下等により、関係機関との調整や多様な支援策の検討が必要とされ、相談件数は近年増大している。保健所が行ったケースアセスメントや支援策について、医師のスーパーバイズを受けることで、より適切な支援を行うことができる。			
見直しの余地	判断	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他	説明			
見直しの必要性	有	現在は、精神障害者等が希望した場合に医師による相談(個別支援)を実施しているが、相談件数が増加し、内容も複雑化している中で、保健所が基本的なアセスメントや支援策の検討を行った上で、医師のスーパーバイズを受けることにより、適切な支援策を住民に提供する必要がある。		

V 見直しの方向(令和2年度当初予算等での対応状況)

実施方法等の変更	説明	保健所ごとに任命している嘱託医に、住民への個別支援だけでなく、保健所へのスーパーバイズ機能を担ってもらうこととする。
----------	----	--

- ・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。